

国立大学法人岩手大学職員法定外災害補償規則

(平成24年3月27日制定)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第55条及び第56条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けたときに、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は給付のほかに、本学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

(業務上災害補償)

第2条 本学は、職員が業務上の災害を受けたときは、当該職員又はその遺族（本学の決定する遺族とする。）に対し、法定外補償を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この規則を適用しない。

- 一 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による災害
- 二 地震、噴火、津波等の天災地変による災害
- 三 風土病又は核燃料物質（その汚染物質を含む。）による災害
- 四 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによって生じた当該職員の災害
- 五 職員が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬、覚醒剤等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた当該職員の災害
- 六 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、職員が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質又は状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものによる災害

(通勤災害補償)

第3条 労災法において業務外の事由とされた通勤による災害については、労災法における通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による災害に準ずるものとし、この規則を適用する。

(補償の内容)

第4条 この規則により行う補償の種類は次のとおりとする。

- 一 障害補償
 - 二 遺族補償
- 2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は、別表に定めるとおりとする。

(対象職員)

第5条 この規則の対象となる職員の範囲は、労災法に定める労働者災害補償保険に加入している者とする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第6条 業務上又は業務外の認定等この規則に定める事項について疑義が生じたときは、労基法及び労災法の規定並びにその運用解釈による。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

補 償 額

1 障害補償

業務上の負傷又は疾病が治癒した後に身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次の表に掲げる額を支給する。この場合において、障害等級は労災法に従うものとし、障害が2以上ある場合又は障害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し、障害等級を決定する。

区 分 (障害等級)	補 償 額	
	業務上災害	通勤災害
後遺障害1級	本学が加入している国立大学法人総合損害保険の労働災害総合保険特約における保険金額	
後遺障害2級		
後遺障害3級		
後遺障害4級		
後遺障害5級		
後遺障害6級		
後遺障害7級		
後遺障害8級		
後遺障害9級		
後遺障害10級		
後遺障害11級		
後遺障害12級		
後遺障害13級		
後遺障害14級		

2 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の表に掲げる額を支給する。ただし、障害補償支給後に再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。

区 分	補 償 額	
	業務上災害	通勤災害
死 亡	本学が加入している国立大学法人総合損害保険の労働災害総合保険特約における保険金額	